

国と地方の事務区分のためのメルクマール

事務区分	メルクマール	事務例・備考
(国の事務)		
国専管事務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際社会における国家としての存立に関わる事務 ➢ 内政については原則として、地方が企画立案から管理執行までを一貫して担う。但し次に該当するものは、例外として国が企画立案から管理執行までを直接担う。 <ul style="list-style-type: none"> 全国一律に規律しなければ、重大な支障が生じる国民の諸活動に関する事務 事業規模や成果、影響等が全国に及び、国が一括して担う方が明らかに合理的・効率的なもの 国の内部管理に関わるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外交、防衛、国籍、出入国管理など。 ・ 内政について、例外的に国が担うものとして、 <ul style="list-style-type: none"> 司法（基本法制を含む） 通貨、金融、公正取引など 航空管制、海難審判、気象予報など 国有財産管理、国家公務員制度など <p>* 国専管事務についても、わが国の主権の侵害や国民生活に重大な支障を及ぼさない範囲で、地方独自の施策を可能とする。 (例：関税制度の特例、地域通貨など)</p>
地方委託（受託）事務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国の専管事務のうち、国民の利便性や国の行政組織の簡素化の観点から、道州または市町村に事務の執行を委託するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国政選挙の管理、旅券交付など <p>* 現行の法定受託事務は廃止し、ごく例外的な事務のみ該当</p>
(地方の事務)		
全国共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方が担う事務のうち、次に該当するものは全ての道州または市町村が実施することとし、かつ必要最低限度の範囲で全国統一した制度、執行基準、執行手続などを定める。 <ul style="list-style-type: none"> 各地方の対応の相違が、国民の基本的人権の保障、福祉の向上などに重大な支障を生じる恐れのあるもの 各地方の対応の相違が、円滑な国民生活や企業活動に重大な支障や混乱をもたらす恐れのあるもの 緊急時において共通の対応をしなければ、国民の生命・財産に重大な損害が生じる恐れのあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の具体例として <ul style="list-style-type: none"> 義務教育（年限、無償の範囲、到達すべき教育内容等） 労働基準（8時間労働制、最低賃金制、労働安全等）など 食品表示（表示すべき内容、規格等） 自動車交通（道路運送車両の安全構造、交通標識等）など 警察・広域防災（感染症予防のための全国的対応、同時多発テロへの対応等）など
地域振興事務	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記以外のすべての事務 ➢ 実施する・しないの選択、及び実施する場合の企画立案から管理執行まで全て地方の意思と責任に委ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事務について、国は立法をしない（できない） (国と地方の事務区分や国と地方の立法の関係を基本法に明記することで、国の立法権を抑制する)